

過疎地域老人の貧困化

田 端 光 美

星 島 志保子

金 沢 ハマ子

- 1 はじめに
- 2 調査地の概況
- 3 要保護老人の増加と生活保護受給
- 4 過疎地域老人の貧困化過程
- 5 むすびにかえて

1 はじめに

昭和40年代に入って過疎がようやく社会問題化し、昭和45年には過疎地域市町村の振興をはかるため、「過疎地域対策緊急措置法」—いわゆる過疎法—が制定された。以来10年、全国市町村数の34%を占める過疎地域市町村では産業振興や生活環境整備が推進されてきたが、今なお、緩やかながら人口減少は続いている。そして、すでに指摘してきたように他地域より顕著に人口老令化が進んでいることをようやく問題視しはじめたのである。すなわち、昭和53年版「過疎白書」は「老令化社会」が急速に進行しているとし、冒頭に「人口老令化の進行が新たな問題として顕在化してきている」と述べていることが注目される。

全国ではこの5年間に0~14才層と65才以上層の比率が高まり、15~64才層の比率が低下する傾向にあるのに対し、過疎地域では0~14才層の比率が減少し、その他の年齢層の割合が高まっている。結局、全国にくらべて過疎地域の人口は昭和45年には老人や子どもが多い構成であったのが、50年には老人が多く子どもは少ないという型に変ってきていることが指摘されている。それは当然ながら、老人のみの世帯を増加させる結果にもなった。昭和53年度過疎地域問題調査会が全国過疎市町村について行った調査をみると、1市町村当り平均老人のみ世帯数は、昭和40年5.12世帯であったが、45年には6.39世帯、その後の5年間には大巾に増加して、50年には11.1世帯となった。これを地域別にみると、東北が相対的に少ないのに対し過疎が早くから始まった西日本では、40年代すでに多数の老人世帯が形成され、その後の一層顕著な増加テンポにより、その開差はさらに拡大している。

このような人口老令化が、地域社会において提起する生活問題については、これまでも論議されて

<表1> 老人のみ世帯

単位：世帯

区 分	3 5 年		4 0 年		4 5 年		5 0 年	
	世 帯 数	1 市 町 村 当	世 帯 数	1 市 町 村 当	世 帯 数	1 市 町 村 当	世 帯 数	1 市 町 村 当
北 海 道	5,129	34.4	5,864	39.4	7,496	50.3	13,359	89.7
東 北	2,838	17.4	3,216	19.7	3,967	24.3	7,365	45.2
関 東	3,469	34.0	3,786	37.1	4,199	41.2	6,549	64.2
東 海	1,265	30.1	1,386	33.0	1,521	36.2	2,705	64.4
北 陸	279	14.0	294	14.7	317	15.9	695	34.8
近 畿	1,409	26.6	1,449	27.3	1,523	28.7	5,675	107.1
中 国	6,705	41.6	7,141	44.4	9,440	58.6	18,706	116.2
四 国	7,539	67.9	7,986	71.9	9,682	87.2	14,822	133.5
九 州	22,399	78.9	24,427	86.0	31,139	109.6	50,637	178.3
計	51,032	47.0	55,549	51.2	69,284	63.9	120,513	111.1

資料：過疎地域問題調査会「過疎地域市町村調査」

きたが、過疎地域—しかもその多くは山村という生活環境の中で、老人世帯が増加してくるということは、都市の高令化と同じようにとらえられない複雑な様相を含んでいることを、調査のたびに感じさせられたのは事実である。ところが、さらに問題の深さを痛感させられたのは、昭和51年国土庁の依託により全国農業構造改善協会が実施した山村振興特別調査に参加した時であった。

山陰地方の中でも顕著に老令化が進んでいる〇町は、昭和50年国勢調査結果で65才以上人口が18%を占め、その中の14%はひとりぐらしである。さらにその三分の一は生活保護を受給しているという、要保護老人の高い比率は、それまでの調査地域ではなかった事例であり、過疎地域老人の問題を象徴する一面として注目せざるを得なかったのである。過疎山村で必ずしも独居老人が多いとは限らず、また、生活保護受給率も高いとは限らないのが現状である。しかし、先発型過疎地の典型ともいえるこの町の老人問題は、将来の全国過疎地を象徴していると考えられるのだろうか、あるいは、それぞれの過疎地域のもつ経済、社会構造によるものであろうか、いずれにせよ、要保護老人に対する福祉施策は急務であり、その地域的あり方の検討が迫られている。このような課題への手がかりとして、種々の調査条件の制約のもとでひとりぐらし老人の調査を行なった。そのうち生活保護受給者について若干の検討を行った。本報告は、したがって現時点では一地域の調査事例としてまとめたものである。

2 調査地の概況

島根県のほぼ中央部に位置する〇町は、中国山脈

の支脈に囲まれた石見高原に含まれ、東西20.5 Km、南北14.2 Km、総面積184.2 Km²を有する町である。町の平均標高は300 m、中心集落は100 mのところに位置するが、総面積の90%は林野で占められ農耕地はわずか5%に過ぎない。したがって、平坦地は少く、耕地もほとんどが町内を流れる江川やその支流沿いに分布し、これまでくり返された江川の氾濫はこの町にも少なからぬ被害を与えてきた。昭和30年町村合併で1町4村が合併し、現在の5地区を形成している。

(1) 人口および世帯

昭和50年国勢調査による人口は6,664人、世帯数は2,113世帯で、1世帯当り家族数は平均3.15人と都市なみの低さを示している(表2参照)。かつて、もっとも人口が多かった昭和30年にくらべると、まさに半減した現状である。〇町では昭和30年から35年にかけて、すでに16.0%の減少を示し、いわば西日本型過疎地域の典型ともいえる。さらにその後の昭和35年から40年までの5年間は、もっとも激しく人口が減少した時期で19.6%、年平均3.9%の減少であったが、その後は漸減傾向にある。これはいうまでもなく社会減によるものであり、若年労働力を中心にした人口流出は、〇町の人口構造を顕著に高令化させる結果になった。<表3>に示したように、昭和50年には年少人口の割合が20%を割り、老年人口率は16.8%、老年化指数は86.2を示すが、これは日本の昭和75~80年頃の老年化指数として、推計されている数値に等しい。

このように〇町の人口構造が、全国平均にくらべ

<表2> 人口および世帯数の推移

	総人口 (A)	対前回 増加率	年令階級別人口			世帯数	1世帯当 人員
			0~14才 (B)	15~64才 (C)	65才以上 (D)		
昭30	13,042	8.2	4,503	7,571	968	2,800	4.66
35	10,959	△16.0	3,807	6,148	1,004	2,581	4.25
40	8,816	△19.6	2,480	5,263	1,073	2,341	3.77
45	7,438	△15.6	1,716	4,618	1,104	2,189	3.40
50	6,664	△11.6	1,301	4,241	1,122	2,113	3.15

資料：「国勢調査」

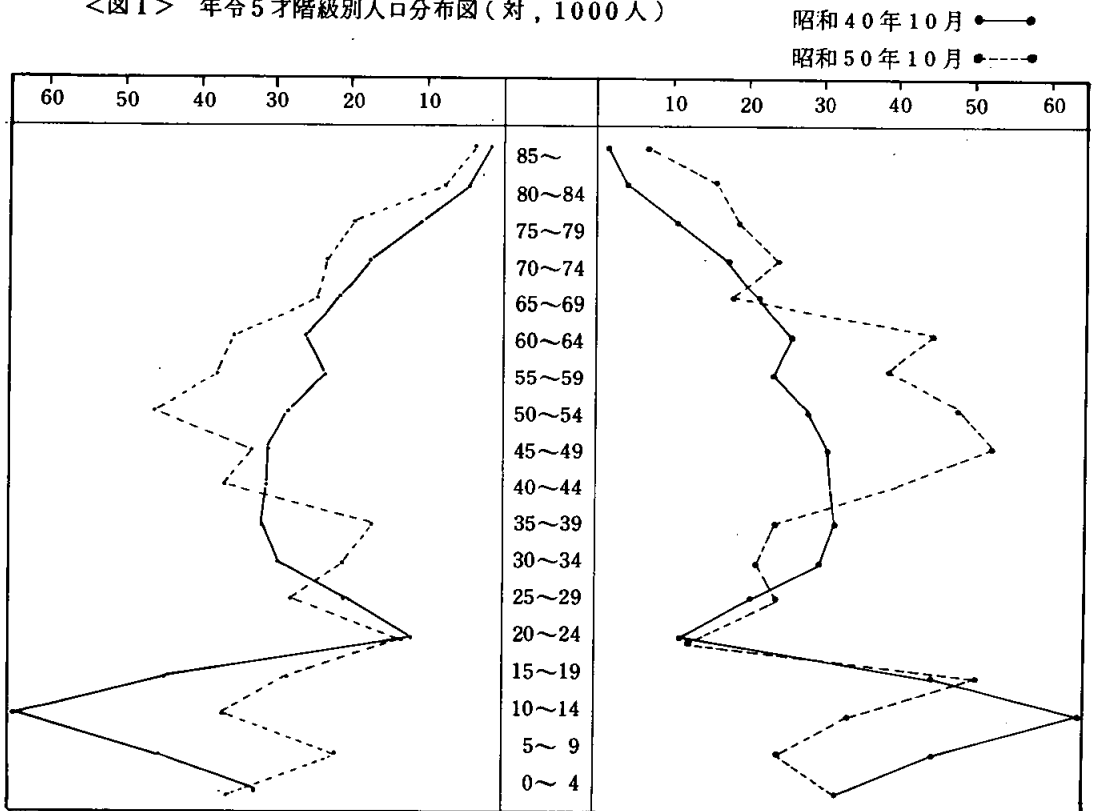
<表3> 人口構造の変化

	年令階級別構成			指 数			
	年少人口 (B) / (A)	生産人口 (C) / (A)	老年人口 (D) / (A)	年少人口 指 数 (B) / (C)	老年人口 指 数 (D) / (C)	従属人口 指数 (B)+(D) (C)	老年化 指 数 (D) / (B)
昭 3 0	34.5	58.1	7.4	59.5	12.8	72.3	21.5
3 5	34.7	56.1	9.2	61.9	16.3	78.3	26.4
4 0	28.0	59.7	12.2	47.1	20.4	67.5	43.3
4 5	23.1	62.1	14.8	37.3	23.9	61.1	64.3
5 0	19.5	63.6	16.8	30.7	26.5	57.1	86.2
昭50 過疎町村 平均	22.3	64.9	12.8	34.3	19.7	54.0	57.4
全国平均	24.3	67.8	7.9	35.8	11.7	47.5	32.6

備考：国勢調査より算出。

過疎町村および全国については「昭和53年 過疎対策の現況」

<図1> 年令5才階級別人口分布図(対, 1000人)



ればもちろん、他の過疎町村と比較しても、いちぢるしく高令化していることは、どの数値をとっても明らかである。さらに昭和40年および50年について、年令5才ごとの人口ピラミッドを作成してみると、それはいわゆる平均型ピラミッドとは全く異なり、青壮年構成に際だった特徴をみることができ。それでも昭和40年はまだ青年層をいちぢるしく欠いている以外は、全体的にはなだらかな傾向を描いているが、昭和50年になるとそれは極端に乱れ、いわゆる人口ピラミッドとはいちぢるしく変型

「工業統計調査」の対象となる事業所は28あるものの、平均従業員数18人、最多で30人という零細規模で、業種は食品加工、衣服縫製が多く、この二業種で従業員の8割を占めている。これらの業種はいうまでもなく女子労働力中心であり、なかには低廉な労働力を求めて操業開始した大阪や松江の下請工場もある。したがって、事業所が多く所在するのはK地区やH地区であるが、縫製関係は町内各地に分散し、廃校になった校舎にミシンを並べ作業場に別用しているのが実態である。(<表6>参照)

<表4> 地区別人口及び世帯数

地区 年度	A地区	K地区	H地区	S地区	I地区
30	2,550	2,657	2,197	3,029	2,609
35	2,263 (△11.3)	2,406 (△ 9.4)	1,885 (△14.2)	2,021 (△33.3)	2,384 (△ 8.6)
40	1,822 (△19.5)	1,999 (△16.9)	1,547 (△17.9)	1,569 (△22.4)	1,879 (△21.2)
45	1,468 (△19.4)	1,769 (△11.6)	1,360 (△12.1)	1,273 (△18.9)	1,568 (△16.7)
50	1,323 (△ 9.9)	1,809 (△ 2.3)	1,157 (△14.9)	1,060 (△16.7)	1,315 (△16.1)

資料：「国勢調査」

したものになっている(<図1>参照)。

このように減少をつづけたO町の人口は、さらに地区別に検討すると、役場、郵便局などが所在する町の中心地区、K地区にもっとも多く集まり、昭和50年にはわずかながら増加している。一方、交通の便がきわめて悪くより山村的地区であるA、S、I地区や水害の被害をもっとも受けているH地区では、さらに減少が続いている現状である。(表4参照)

(2) 産 業

O町の産業別就業者を昭和50年国勢調査によってみると、農業の40.2%を含めた第一次産業が42.7%でもっとも多く、第二次、および第三次がそれぞれ30%、28%であるが、その90%が町内就業である(<表5>参照)。しかし、O町の地理的条件は農業においてもとくに有利なものはなくまた農外産業もこのような地域に共通なように、とくに目立ったものはない。

農業は、冒頭に述べたような限られた耕地条件のもとで、水田が621haで67.4%を占め、樹園地(茶園を含む)、畑がそれぞれ191ha、109haであるが、経営はいずれもきわめて零細で、50a未満が55%、50~70aが19%と、90%が100a未満である。土地生産性の低さと零細な経営を補うべく、養鶏や肉用牛の肥育を導入している農家もあるが、従来にくらべて減少傾向にある。結局、農業による所得はかなり低いといわなければならない。したがって、早い時期から兼業への依存性が高かったのは当然であり、第二種兼業農家が増加するとともに、農家数そのものが減少している。

(<表7>参照)

他にみるべきものとしては林業があるが、林野の84%は私有林で、農家の兼業による小規模経営が多く、非農業林家は63戸あるが、これは35年に比べて減少している。かわって林業事業体が増加しつつあるのが注目される。

<表5> 産業別就業者

産業大分類	就業者数(内%)	一・二・三次別
総数	3,655(100.0)	(100.0)
A 農業	1,470(40.2)	一次
B 林業・狩猟業	75(2.1)	(42.7)
C 漁業	15(0.4)	
D 鉱業	40(1.1)	二次
E 建設業	480(13.1)	(29.7)
F 製造業	565(15.5)	
G 卸売・小売業	285(7.8)	三次
H 金融保険業	35(1.0)	
I 不動産業	-	
J 運輸通信業	150(4.1)	(27.7)
K 電気ガス水道業	25(0.7)	
L サービス業	405(11.1)	
M 公務	110(3.0)	
N その他	-	

資料：「昭和50年国勢調査」

<表6> 製造事業所の現況

		事業所数	従業員数(人)
産業別	食料品	9	53
	衣服	11	318
	木材・木製品	3	43
	皮革	1	29
	土石	3	60
	その他	1	8
地区別	A	6	103
	K	9	218
	H	10	110
	S	1	15
	I	2	65
計		28	511

備考：1975年「工業統計調査準備調査名簿」より集計

<表7> 農家数の推移

年度	農家数	専兼業別			経営規模別					
		専業	第一種兼業	第二種兼業	30a未満	30~50	50~70	70~100	100~200	200以上
35	1,760 (100.0)	268 (15.2)	883 (50.2)	609 (34.6)	490 (27.8)	374 (21.3)	393 (22.3)	368 (20.9)	135 (7.7)	-
40	1,579 (100.0)	164 (10.4)	749 (47.4)	666 (42.2)	375 (23.7)	340 (21.5)	335 (21.2)	306 (19.4)	191 (12.1)	32 (2.0)
45	1,468 (100.0)	171 (11.6)	539 (36.7)	758 (51.6)	346 (23.6)	330 (22.5)	280 (19.1)	277 (18.9)	205 (14.0)	29 (2.0)
50	1,302 (100.0)	146 (11.2)	259 (19.9)	897 (68.9)	411 (31.6)	310 (23.8)	246 (18.9)	203 (15.6)	118 (9.1)	13 (1.0)

注：昭和50年農家総数には「耕地なし」農家1戸を含む。

資料：農林業センサス

(3) 生活環境

O町は合併前の五町村を単位に五つの地区があり、K地区、H地区では一応中心集落をみる事ができるが、それ以外はいずれも小単位に分散し、山間の散居も少なくない地域である。このような地域での日常生活は、まず水の問題がある。現在、町内の給水は簡易水道とその簡易給水施設によって行われているが、給水地区は限られ、普及率は全世帯の36

%に過ぎない。したがって、それ以外の世帯では取水に苦勞する場合もかなり多く、とりわけ老人世帯などはそれが大きな悩みとなっている。

役場や郵便局などの公共機関はK地区にあるが、他の地区との交通便はかなり悪く、地区によっては隣村への便の方がよいところさえある。したがって小学校は統合あるいは廃校を経た現在なお、生徒数31人、あるいは61人という複式学級を含めて6校と分校1校がある。中学校は昭和41年に統合さ

れたので、遠距離通学生のために寄宿舎が設けられた。さらに高校と保育園6ヶ所（公立5，私立1）があるが、幼児数の減少もあって、K地区の89名定員以外はいずれも小規模のものである。

農村地区の住民にとって、もっとも身近な公共施設は小学校とともに集会所や公民館であることはあらためて述べるまでもない。O町には公民館3，集会所11，隣保館1，生活センター1，計16ヶ所の集會施設があるが、名称は違ってもそれぞれの集落の集会所というにふさわしい程度のものである。したがって全町の中心になるような施設はこれまでなかったため、昭和53年山村振興事業の一環として、山村開発センターが役場に隣接して設けられた。現在、唯一の中心的集會施設である。

この他に、老人福祉センターが昭和48年に開設されているが、所在地がK地区のはずれで、地理的条件が悪いこともあって、交通の便その他の理由から、これまでのところ老人はもちろん、一般住民にも十分利用されているとはいえない実状である。

医療機関は国保直営診療所2，一般診療所4，歯科診療所2，他に母子健康センターがあり、日常的な需要に応じ得ているが、専門的診療や入院を必要とする場合は、ほとんどが町外医療機関を利用している（＜図2＞参照）。

3 要保護老人の増加と生活保護受給

O町の人口構造がきわめて高齢化していることはすでに概況で明かにしてきたが、それにとまって要保護老人の増加が指摘され（町役場関係），確かに高率を示していることが注目される。

ところで、要保護老人とはどのような老人なのであろうか、その要保護性はどのように規定されているのであろうか。市町村の統計をみると、一般に要保護老人として独居老人、寝たきり老人を総称していることが多いが、それを今少し明確にするならば「一人一人の老人が『健康で文化的な最低限度』の日常生活を営みつづけるために、何らかの保護を必要とする老人」ということができるであろう。

このように要保護性をとらえると、さらに経済的に保護を必要とする老人や、O町のような過疎山村では、それ以外にも生活条件が厳しくなる冬期間だけ、日常生活援助が必要となる老人世帯のあることなどが考えられる。たとえば概況に示したような生

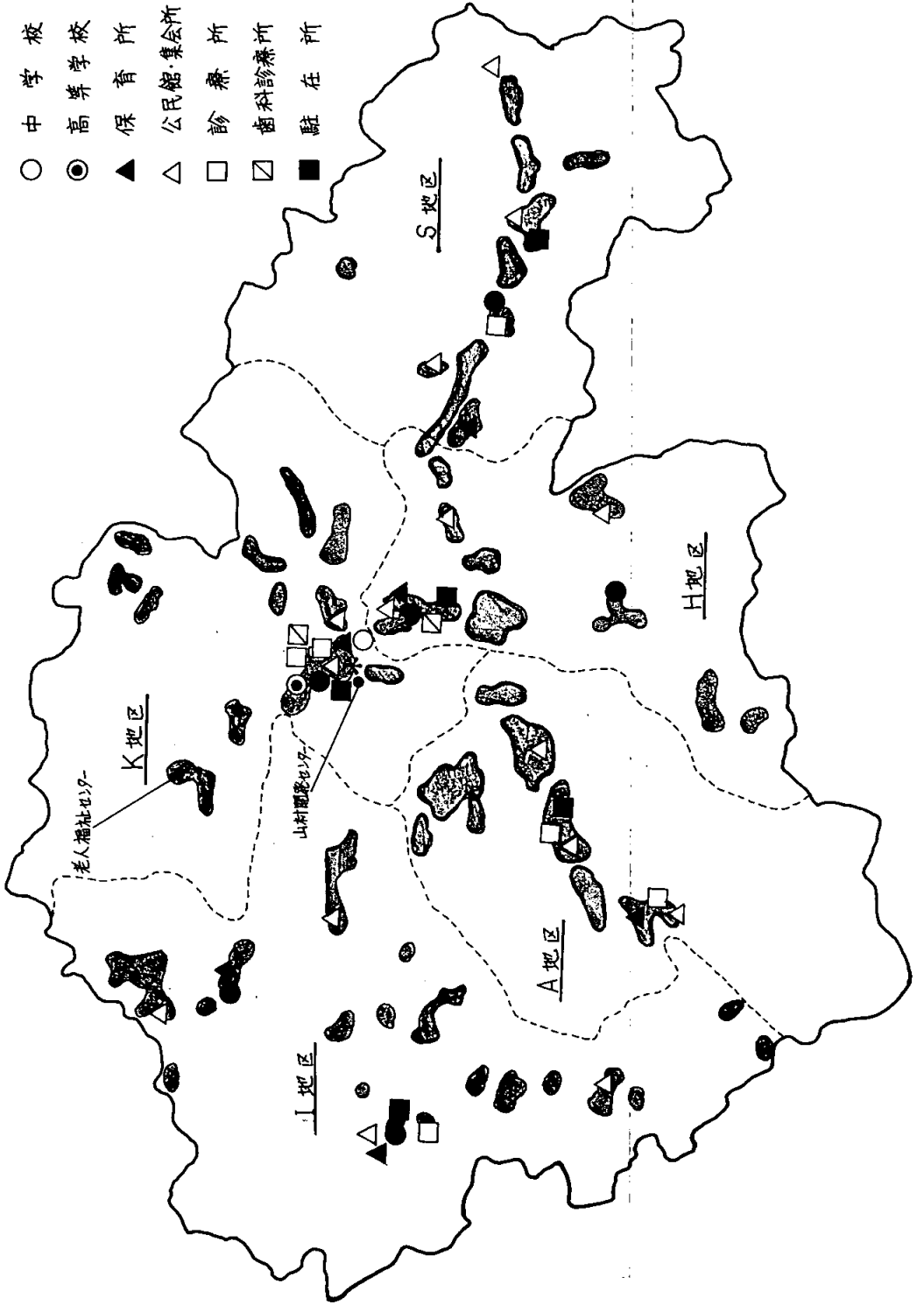
活環境の中で給水のない山間地の場合、冬期間以外は外から水を運搬することが可能であっても、降雪期には老人の手に負えないとか、また交通便の悪い地域の老人が、降雪のない季節には1～2時間の徒歩が可能でも、冬期には困難となり、役場や郵便局あるいは買物に出られないため、最低の日常生活条件が整えられない、といったような状況がある。

すなわち、老人の要保護性は、経済的、身体的、さらに日常生活上のさまざまな局面においてとらえなければならないが、O町のように老令人口率の高い地域では、それに対する家族援助を期待することのできない老人世帯とくに独居老人が、問題の焦点とならざるをえないのが現状である。そこでまず、役場資料から独居老人数をみると全町で167人、65才以上の13.6%を占め、これは全国的にみて独居老人率をもっとも高い方である。いうまでもなく、地域の産業構造が若年層の流出を促進したばかりか、帰村を阻止し、老親だけがとり残された結果である。彼らは、健康の許すかぎり、わずかばかりの田畑を耕し、また就労の道を得て細々と生計を維持しつづけるが、ときにはその土地さえ手離し、あるいは老軀に鞭打つことも限界となり、子どもたちからの仕送りも期待できぬまゝ、生活保護を受給することになる。1977年1月現在、独居老人の32%が生活保護受給者であるが、これは同年の高令者世帯に占める生活保護世帯率、全国郡部平均10.9%にくらべて、約三倍という高さである（＜表8＞参照）。

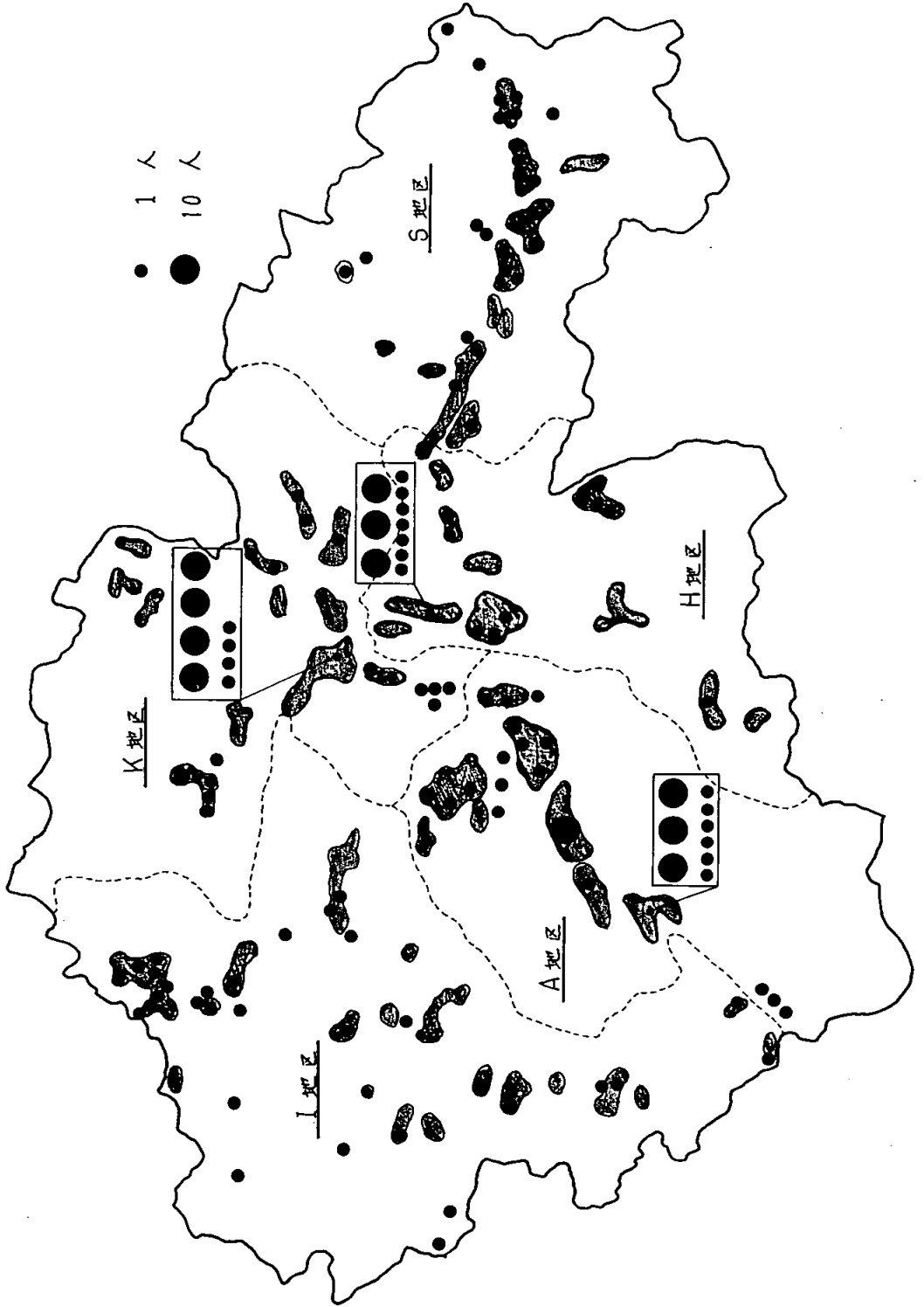
ところで、老令人口が農山村地域に偏在する傾向は、同様に一町村の中にもみられ、O町でも集落が形成され、小規模ながら事業所のあるK地区、H地区は他地区にくらべて老令人口率が低い。その中で独居老人がもっとも多い地区はA地区で、ここは訪問するヘルパーも難儀をする山間地域である。＜図3＞はO町の集落と独居老人の居住分布を示したものであるが、ここに示されるように、農山村では集落と離れた地点に、老人が一人で居住していることは決して珍らしくなく、それだけに季節的に保護一援助を必要とするケースがある。したがって、独居が即、要保護対象ではないとしても、独居老人の半数は季節的に要保護であるとO町役場は認めている。しかも、この中には生活保護受給者のほとんどが含まれていることからみると、結局、生活保護受給中

生活環境施設 (図2)

- | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| * | ● | ○ | ◎ | ▲ | △ | □ | ▣ | ■ |
| 役 | 小 | 中 | 高 | 保 | 公 | 診 | 齒 | 駐 |
| 場 | 学 | 学 | 学 | 育 | 民 | 療 | 科 | 在 |
| | 校 | 校 | 校 | 所 | 館 | 所 | 診 | 所 |
| | | | | | 集 | | | |
| | | | | | 会 | | | |
| | | | | | 所 | | | |



集落と独居老人の居住分布 (図3)



の独居老人には、過疎地域老人の問題が集約されているように思われる。老令夫婦世帯も都市の場合には、死別によって家族との同居に移行するケースがかなりみられるが、ここではほとんどその可能性がなく、まったく独居老人の予備軍といってよく、さらにその時から生活保護開始になるケースがかなりみられる。このような意味から生活保護受給中の独居老人について、若干の検討を試みることにしたのである。

4 過疎地域老人の貧困化過程

1977年1月の役場資料によると、独居老人の中で生活保護受給者は54名であったが、その後の移動(住民登録上は独居であっても、実際には同居者があるものも含んでいる)が<表9>のとおりであり、1978年3月の調査時には43名を対象とした。43名の内訳は男が9名、女が34名で、調査時の年齢構成は<表10>に示したが、最高は96

<表8> 地区別要保護老人 - 1977年1月現在 -

	65才以上人口		独居老人		うち生活保護受給者		うち冬期間要保護者	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%) 対65才以上	人数(人)	割合(%) 対独居老人	人数(人)	割合(%) 対独居老人
S地区	216	18.8	28	13.0	8	28.6	13	46.4
H #	191	15.9	29	15.2	13	44.8	18	62.1
K #	272	15.5	37	13.6	14	37.8	18	48.6
A #	273	19.9	43	15.8	13	30.2	24	55.8
I #	280	19.8	30	10.7	6	20.0	14	46.7
計	1,232	17.9	167	13.6	54	32.3	87	52.1

備考：役場資料より作成

<表9> 独居老人の生活保護受給者数

	1977年1月 独居老人の うち、生活 保護受給者	その後の移動					1978年3月 現在の 受給者
		同居	転居	死亡	不明	開始	
S	8	-	1	-	-	2	9
H	13	4	1	-	2	-	6
K	14	-	1	1	2	4	14
A	13	4	3	1	-	2	7
I	6	-	1	-	-	2	7
計	54	8	7	2	4	10	43

備考：役場住民課および福祉事務所調べ

<表10> 生活保護受給老人の年齢別人数(人)

年齢階級	保護開始年齢		調査時年齢	
	男	女	男	女
～49	-	1	-	-
50～59	2	6	-	-
60～64	1	6	-	1
65～69	2	6	2	10
70～74	2	7	2	6
75～79	-	2	3	7
80～84	1	4	2	5
85～	-	1	-	5
不明	1	1	-	-
計	9	34	9	34

備考：役場住民課および福祉事務所調べ

<表 11> 生活保護受給期間別人数

	男	女
5 年 未 満	2 人	13 人
5 ～ 9 年	4	9
10 ～ 14 年	1	7
15 年 以 上	1	4
不 明	1	1
計	9	34

<表 12> 生活保護受給独居老人の家族関係

	総 数	結 婚 歴		子 ど も		
		あ り	な し	実 子	養 子	な し
男	9 人	8 人	1 人	4 人	2 人	3 人
女	34	30	4	9	7	18

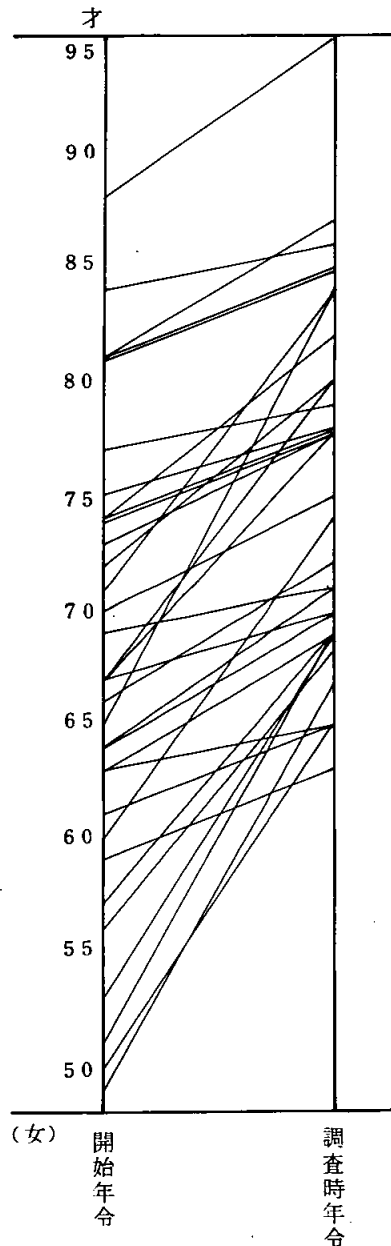
才(女),最低は63才(女)であった。これらの中にすでに40才代,あるいは50才代で受給しはじめた人もあり,受給期間の最長は19年にわたるものが2ケースある。しかし,もっとも多いのは5年未満で,当然ながら長期になる程,人数は減少している(<表 11>参照)。家族についてみると,結婚歴のまったくない人は男1名,女4人あるが,それ以外では死別が多い。また,子どもは実子がなく,養子縁組をした人も含めて,現在,子どものある人は男6人(実子4人,養子2人),女は16人(実子9人,養子7人)である。

これらの老人の生活歴をみると,生活保護を受給するまでの経過に,いくつかの共通点があるように思われる。まず第一に,かれらが農業従事者であった場合にもその耕地はきわめて零細で,ほとんどが最低の経営階層30アール未満層に属していることである。したがって,農外収入を求めて早くから出稼ぎをしたり,あるいは地元で人夫や日雇として生計を維持してきたケースが多い。さらにそのわずかの耕地や,山林を家族の病気などのために手離しているケースも少なくない。

第二は,本人や配偶者の職歴である。〇町のような山村では,戦前から二,三男は他出せざるをえなかったが,就労先は炭鉱労務者,あるいは土方など

いずれも不安定な就業をへて,帰村している。また,34人の女子について,かつての就業状況をみると旅館,飲食店などの下働き,土方,人夫が大半であり,学歴を必要とする教員経験者が1人だけいるが,この人も産休教員ということで,結局安定した就労であった人はほとんどないといってもよい。

<図 4> 生保受給開始年齢と受給期間(1)

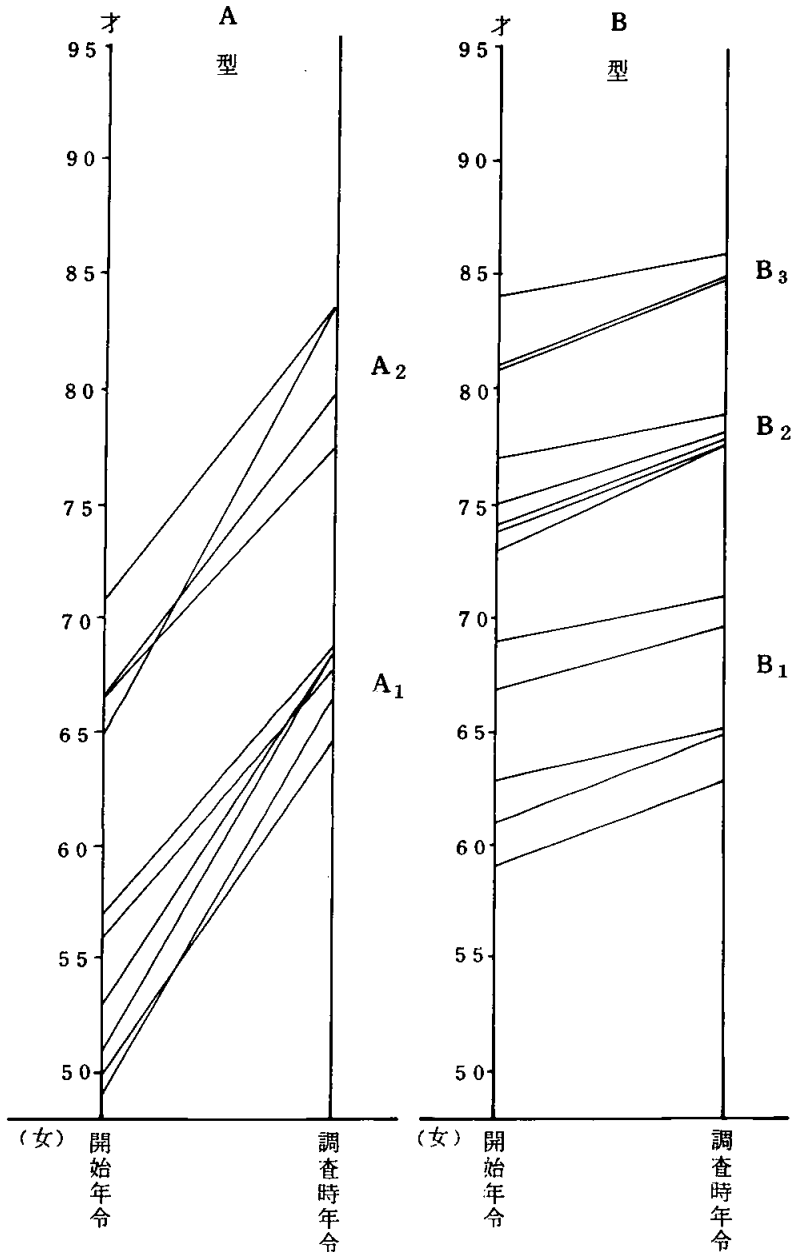


第三に、このような家庭の経済状況の中で、子どもたちの教育を十分にする余裕は到底なく、子どもたちの生活もまた、不安定な条件を避けられない結果にしている。したがって、子どもからの仕送りを受けていた人はわずか3人で、中には低所得層が低所得層を再生産する構図そのもののようなケースさ

えみられる。

このような共通性をもちながらも、老人が生活保護を受給せざるをえなくなる契機は、本人の健康状態や、それまでの生活過程における条件によって同じでないこともまた確かである。一般に高令者の生活保護受給は、一たん開始すれば廃止は死亡時以外

<図5> 生保受給開始年齢と受給期間(2)



ないとさえいわれ、過疎地域では一層それは確かである。しかし彼らにとっては、生活保護を受給しなくても生活できる保障のあることが、より望ましいことで、そこで、高令者がどのような過程をへて生活保護受給—貧困化の道を進むか、今少し明かにするために、女34人について検討してみよう。まず受給開始年令と調査時年令によって受給期間を示したのが<図4>であるが、それぞれの年令層に傾斜の緩かなもの、すなわち受給期間が短期間であるものと、傾斜の急なもの、すなわち受給期間が長期にわたるものが入り乱れる結果になった。その中から、ある程度同じ傾向にあるものを抜き出してグルーピングしたのが<図5>である。<A型>は受給期間がすでに10年以上の長期にわたるもので、そこには50才代で受給しはじめた<A型>と、65才を過ぎて、すなわち老令期に入って受給した<A₂型>のグループがみられる。<B型>はいずれも受給期間が5年未満の短かいものであってどの年令にも分散している中から、老令期に入って比較的早く60代で受給している<B₁型>、75才前後の<B₂型>そして80才を越える高令になってはじめて受給する<B₃型>の三群を一応とりあげてみた。

<B₁型>は高令化とともに<A₂型>に移行することは明かである。<B₂型>、<B₃型>は寿命の伸びによって傾斜は次第に急傾していくので、あるいは<B₃型>は新たに<A₃型>を形成することも考えられるが、現在のところ、それほど寿命が伸びるとも期待できない。<A型>は一層傾斜が急になるが、とくに<A₁型>の場合には、かなりの急傾化が予想される。

このようなグルーピングを試みると、それぞれのグループの受給者が生活保護を受けるに至る経過には、やはりグループとして大まかではあるが、特徴があるように思われる。典型的事例をどうして、その特徴をみると次のようにとらえられる。

<A₁型> このグループに属する6人のうち、2人は単身で本人の健康状態と自然災害が重なって困窮、他の4人は50代で夫の病気、死別に遭遇するが、本人あるいは家族の病気のため、就労不能で収入を得る道がなく早くから生活保護を受給することになる。前者の一人は、海外から引き揚げてきた盲人であるが、昭和37年の水害で家屋を流され、もう一

人は日雇労働で生活してきたが、38年豪雪で仕事がなく、その上病気になって受給しはじめている。昭和37年38年と続く水害と豪雪の被害はこの地域の人々の生活に大きな影響を与えたが、この二人の生活をまったく破壊する結果になったのである。6人に共通なのは、年令的には就労可能でありながら就労不能であったことといえる。

〔事例1〕 Y・Y 69才

Yさんは昭和36年3月(当時51才)から生活保護を受け、以来18年間に至っている。

Yさんの夫はO町の東端に位置するS地区の山あいに農家の二男として生まれ、小学校を出てすぐ農家に従事した。昭和7年、峠を一つ越えたA町よりYさんを妻にむかえ、分家した。しかし、分家といっても耕地はもちろん譲られる財産があるわけではなく、本家の農業を手伝うかたわら、炭、木材などの仲買いで生計をたてた。それでも昭和10年には貨物自動車を購入して運送屋を始め、安定した時もあったが、戦争中の統制で廃業し、再び木材仲買業になり、戦後は傍ら精米業を営んでいた。しかし、昭和34年に脳溢血で倒れ、35年には漸次悪化して、収入はまったく途絶えた。その間に夫の治療の為に、所有していたわずか14アールの田も売ってしまっている。そのため、昭和36年に保護を申請せざるをえなくなったという。

Yさんは結婚して、二人の子どもを持ったが、二人とも幼少時に死亡している。

その後、夫は死亡し、Yさん自身も、昭和44年ごろから肝硬変、虚血性心疾患などにかかり、耳も不自由になって、冬期間は通院できないことから、ほとんど入院している状態である。

<A₂型> このグループの4人はいずれも結婚しているが、共通点は老令期になるまで、とにかく自立して生活を維持してきたことである。受給までの経過は、夫の病気あるいは死別の時期によって異なり夫の病臥あるいは死別が高令になってからの人は、病氣中あるいは死亡と同時に受給しているが、もっと早い時期に死別した人は、それ以後働けるだけは働いて自活をしている。しかし、老令になって就労が困難になったり、また時代の流れで、それまで続けてきた小売業が、もはや生活の支えにならないこ

ともあって、高令になって収入の途を失い、受給に到っている。

〔事例2〕 T・K 78才

Tさんには二男四女があり、調査対象の中では珍らしく子どもの多いケースである。

Tさんの家は広島県三次市から日本海側へ抜ける国道沿いの集落で、今も小さな菓子屋を開いている。かつてはかなりの商売をしていたであろうことは、その間口の広さ、造りの確かさなどから十分察せられる。しかし、現在は近所の老人クラブの仲間相手に駄菓子をいくばくか並べているだけである。

夫は昭和48年、Tさんが67才のとき死亡したが、その7年前に脳卒中で倒れた。それはちょうど人口が激しく減少する所で商売も少く、子どもたちにも親をみる余裕はなく、生活保護を申請した。半身不随の夫を7年間看病し、その疲れもあって、夫の死後四年ほど、ぜん息や神経痛で彼女自身寝込んでしまい、今もその痛みや発作におびえる毎日である。したがって寝込んだら子どもと同居したいというのが、彼女の切実な希望である。現在二軒おいた隣に亡夫の姪がいて、何かの時にはみてもらうのでさしあたり不自由はないという。

ところでTさんは、子どもが6人あって、子どもに扶養能力がないため、生活保護を受給している。長男はTさんの家の前をバイクで通って、近くの市の紳士服店に勤めに行く。妻は農業に従事し、和牛を2頭飼育しているが、娘3人の学費などで生活は楽ではないという。その隣に自動車整備士の二男が住んでいるが、彼も又自分たちの生活で一杯である。娘4人のうち上の二人は嫁いで比較的近くに住んでいるが、下の二人は嫁いで後3年に一度ぐらいより帰村しないという。

Tさんが長男夫婦と同居しないのは嫁とあまり折合っていないかららしい。しかし長男の世帯ではすでに3人の娘が就職し、学費が必要であった時期からすれば、経済的にも落ついたものと考えられ、もしかすると子どもとの同居が実現するかも知れない。その意味では過疎地域できわめて稀なケースである。

<B₁型> この5人のうち、4人までが結婚後、数

年をへず離婚したり、あるいは死別後10年以上を過ぎている。そしてその時から建設業の土方や失対事業の人手として働いてきたが、早い人は2年で脳出血で倒れ、あるいは病気になって就労不能になっている。60才前後では、健康ならばまだ働けるにもかかわらず、過重な労働が病気を重症化し、生活保護受給を早めさせたとも考えられる。

〔事例3〕 F・H 71才

FさんはO町の中でも、もっとも山深い現在のA地区で生れ、小学校を卒業するとすぐ、村の医者の家へ女中奉公に出た。13才の時、母親が亡くなったが、世話する人があって21才の時結婚した。しかし、2年位で病気のため実家に帰った。そして敗戦となり召集されていた弟が復員した為Fさんは実家の近くに牛舎を借りて修理し、居住した。今でも水は実家の井戸へ汲みに行っている。昭和31年から46年までFさんは失対事業に出て働き、さらに1年位、土方も続けたが、リウマチがひどくなり、重労働はできなくなったので町内M繊維の内職をはじめた。しかしそれも次第にできないほどリウマチはひどくなり、生活保護を申請したものである。

Fさんはそれでも、具合のよい時にはW被服の内職をして、調査実施前の12月には5,300円、1月に8,100円と収入をえている。

<B₂型> 75才前後まで自立して生活ができたこのグループの5人に共通することは、それまであまり大きな疾患にかかっていないことと、田畑や山林を処分することで食いつないだり、あるいは小さくても店をもっているなど、資産といえるほどのものではないにせよ、本調査の対象者の中では、やはり所有していたことであり、それによって受給時期を遅らすことができたと考えられる。

〔事例4〕 Y・H 79才

O町のなかでは、中心部に近いH地区で日用雑貨小売店を開いているYさんは、一人暮らしとなった昭和47年より病気がらしい病気にせよとやってきたが52年より生活保護を受けて暮している。

Yさんは、大正8年にH地区の農家の三男に嫁ぎ生計の途のたたないこの土地を離れ、夫婦で中国青島に渡る。そこで製菓業に成功し、出身地か

らの出稼ぎ者をも20人程雇うに至ったが、昭和21年に戦後の混乱のなかですべてを失ない、夫婦ともに故郷にたどりついた。

その後は、農地を持たない二人にとって生活は厳しく、夫の生家に身を寄せつつ反物の行商で村々を歩きまわる生活であったが、昭和24年に夫の友人より融資を受け肉屋を開店する。この時に手に入れたのがYさんの現在住んでいる土地であり住いである。この商売もまもなく軌道にのり、人並みの生活ができるようになったときは夫婦ともに50才代になっていたが、子供のなかった二人は、この年に2才の養女をむかえた。

しかし、1年後に夫は胃ガンのため看病する間もなく亡くなり、Yさんは店をたたみ、3才の養女をかかえ生活のため、昔、夫と歩いた土地に衣類の行商に出るほか術がなかった。こうして10年ほど生活するが、60才に近づいたYさんの生活をみかねて、Yさんの生家を継いだ従弟が、以前の肉屋を改造して現在の日用雑貨店を開いてくれYさんの外歩きの生活は昭和33年に終わった。

Yさんは、その後この店の売り上げと和裁の内職代で養女を高校まで教育し、その養女が地元で勤めはじめた昭和40年から7年あまりは、安定した生活を送ったという。

だが、この養女も47年に結婚して家を出、また同年の江川の氾濫でYさん宅も被害にあい、家財道具や商品を流出してからは、その際の借金に追われ、苦しい生活がはじまる。また収入の途として店の売り上げと同じくらい大きな比重を占めていた和裁の内職も、視力の衰えにつれて一ヶ月に一枚がやっとなる。それに加えて昭和50年には、近くに大きなスーパーが2軒ほど開業し、売り上げも激減してしまった。

一方、養女は一年に一度、子供をつれて帰ってくる程度であり、養女に同居の意志があっても可能な状況ではなく、仕送りも不可能である。そして昭和52年1月より、Yさんは養女の勧めもあり、生活保護受給に至る。

現在の生活は、生活保護費と月6千円程度の店の売り上げと2千円程の和裁の内職代で、何とか間にあわせており、以前のように生活に追われているという厳しさはなくなったという。しかし、苦しくても一人で娘を育てあげてきたという自信が

今は自分の年齢には勝てないというやりきれなさになってしまったとも語る。また現在79才とはみえないほど若々しく、健康であるYさんは、一人暮らしで困るということはないが、こんな味気ない生活もないといいつつ、誰にも世話をかけないように今の生活を続けたいと願っている。

月に一回程度、従弟が訪ねてくる他、一週間に2人か3人が買い物にくる程度という店を毎日あけ店番をしながら内職をするというYさんの生活はYさんが健康である限り続けられるであろう。そして、こんなYさんにとって目下、最大の不安は病気になって長く寝つくようになってしまったら……ということである。

<B₃型> 80才になって生活保護を受けはじめた3人は、それまで子どもあるいは他に同居者がいたり、子どもの仕送りによって生活が可能だったといえる。しかし、親の80代は子どもも壮年から老年の時期で、子どもが病気になったり、死亡したりした結果、親の生活は生活保護を受給せざるをえなくなったといえる。

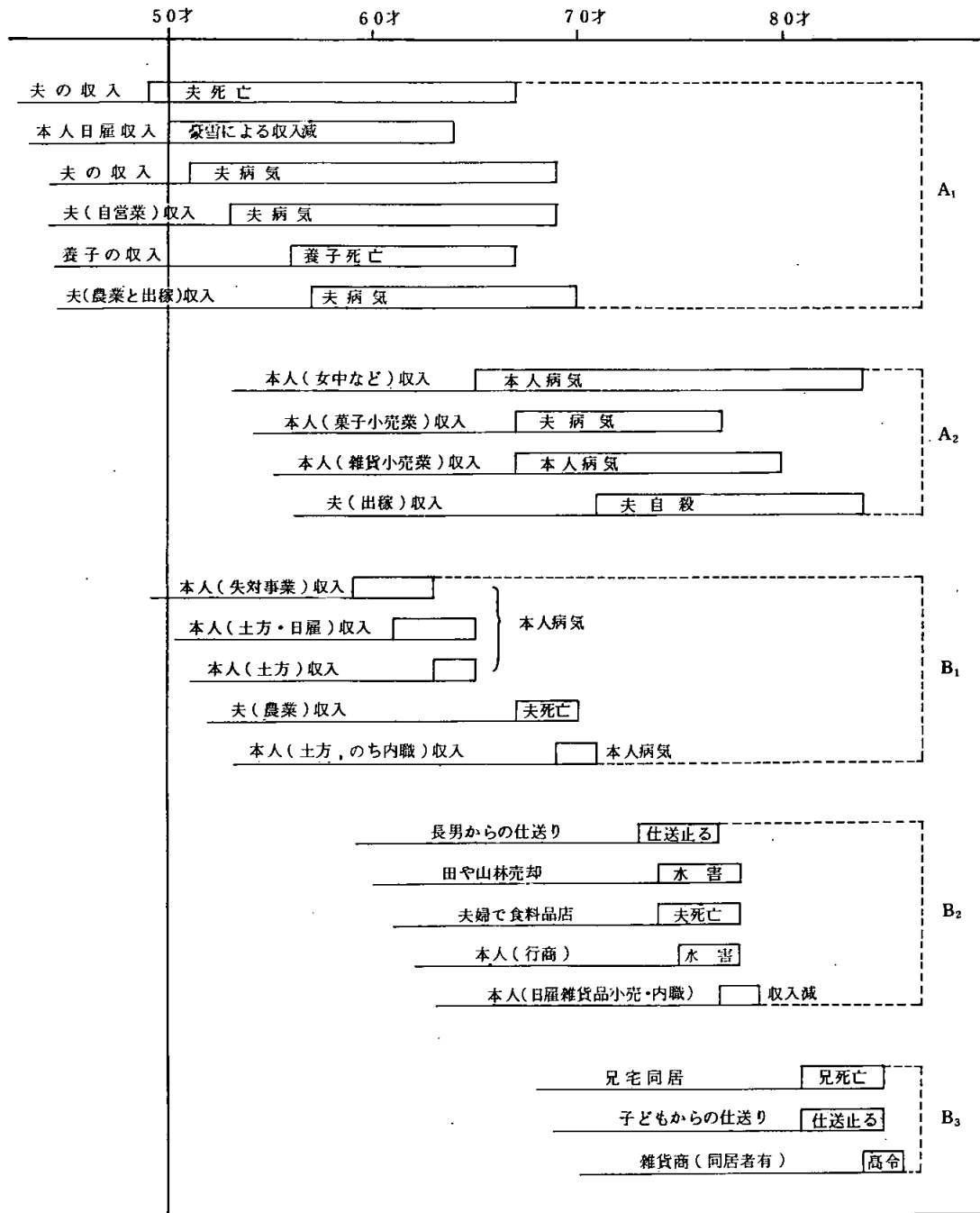
〔事例5〕 Z・K 85才

Zさんは、昭和49年6月に長男を亡くしてから後、貯水地近くの不便な集落にある、ひどく老朽した家屋で生活保護を受けつつ、一人で暮らしている。

Zさんは、大正13年に農家の長男に嫁いだが、昭和18年に鉄道事故で夫を亡くするまで夫婦での出稼ぎの生活が主であった。亡夫との間には亡くなった長男の他に一女をもうけ、その娘は現在広島で家庭を持っているとのことであるが、つきあいはない。夫が死亡した当時、二人の子供はすでに職を求め家を離れており、一家はすでにバラバラの状態であつたらしい。

当時50才であったZさんは、一人で農業で生活していくこともかなわず、田畑を残し家も放置し、生家の兄の許に身をよせ、農作業を手伝いつつ、その後の30年余りを生活してきた。しかし昭和49年5月に兄が死亡すると、Zさんは老人ホーム入所を勧められるようになり、それを拒否し生家を出、昔放置してきた家に戻っていった。その家には、転々と職をかえていた長男が戻っており、農業で細々と一人の生活を支えていた。こ

<図6> 保護受給前の生活費源と受給の直接的契機



うしてZさんと長男の生活が始まったが、一ヶ月もしないうちに長男も突然亡くなり、Zさんの一人暮らしが始まったのである。

この時、Zさんはすでに81才であったが、老人ホーム入所を勧める誰の言葉にも耳をかさずにこの家を出なかったという。そして福祉事務所のワーカーによって生活保護の手続きがとられ、今日に至っているが、4年を経た現在、Zさんは高齢ゆえの心臓衰弱と神経痛の悪化により手足が不自由なまま、ほとんど寝たきりに近い生活を送っている。

ところで、こんなZさんが現在もっとも頼りにしているのがAさんである。Aさんは、Zさんが結婚以前の大正2年に私生児として出産した娘であり、生家に戻ったZさんと亡夫との間の二人の子供が疎遠になっていたのと反対に、AさんはZさんの許にたびたび訪れてくるようになり、母と子の絆が結ばれてきたらしい。Aさんは現在65才で孫もあり、その一方でノイローゼの末娘をかかえ、夫の恩給で生活している状況であるが、Zさんの生活を案じ、自らの住む大阪とZさんの家を一年に2度ほど往来してくれているという。しかし、大阪にしろこの土地にしろ、ZさんとAさんが共に暮せる可能性は全くなく、Zさんは、Aさんが訪ねてきてくれ共に生活してくれる何日間かを最も大きな楽しみとして不自由な毎日を送っているのである。そしてZさんの最大の願いは「この家で死なせてほしい」ということである。しかしAさんの健康もすぐれず、ヘルパーが訪問するにはあまりに不便で、実施されていない。そんななかで、Zさんはこの生活をどこまで続けていけるのか不安になっている。

以上は受給開始年令と受給期間の関係から、いくつかの傾向をみてきたが、さらにそれを受給前の主な生活費源と、受給申請の直接的契機と考えられる事項について示したのが<図6>である。これにより、生活保護の受給過程を類型化すると次のようにいえるであろう。

<A₁型>の多くは、夫または子どもの稼得収入が生活費源であり、その死亡によって収入の途がたると、たゞちに生活保護受給を必要とする。すなわち、この場合はその過程に本人の就労を阻害する

条件（年令的にも）があって、就労その他による自立の方法がなく受給が開始される。それに対し<A₂型>では、本人自身が稼得者として存在しているが、本人あるいは夫の病気という事故の発生が老令に重なるため、その時点より生活保護受給となる。

<B₁型>の多くも本人が稼得者であり、しかも、もっとも厳しい条件で生計を維持してきたことが予想される。そのため、疾病による就労不能が比較的早期に発生し、生活保護受給のみが残された道となる。<B₂型>および<B₃型>は、家族との関係、あるいは自営業を営みうる条件が維持されたことによって、かなりの高令まで生計を支えているが、それに対する阻止的条件の発生とともに、たゞちに生活保護を受給せざるをえなくなっている。

しかし、これらの事例に共通していることは、生活保護受給の契機となる事故の発生が、これら老人の生活を急転して貧困化させたものではなく、それ以前の生活がすでにそれぞれの条件のもとでぎりぎりの状況であって、いわば貧困の堆積過程であったともいえることである。したがって、契機となった事故はまさに最後の一本の糸がきれたようなものであって、だからこそ、保護の受給が自立を助長する道になることを期待するのは、到底困難であるといえよう。

5 むすびにかえて——家族性の崩壊

はじめに述べたように、本報告は一地域の調査報告であって、さらに検討するべきいくつかの課題を残しているが、とりあえずここでは調査結果に対する考察を簡単にとりまとめておこう。

近来、独居老人が増加する中で、とくに西日本過疎地域においてはそれが顕著であり、さらにその中に占める生活保護受給率の高率に注目した時、それは過疎の進行にともなう若年労働力の流出と密接に関連して、すなわち他出した家族との間に扶養関係が維持しつづけられない結果であるとの仮定のもとに調査をはじめた。いいかえれば、過疎の進行過程——家族性崩壊過程であり、過疎が老人の貧困化をおし進める現実を明らかにしたいと考えた。ところが結果は過疎の進行が少なからず老人の貧困化に意味をもっていることは確かであるが、家族性の崩壊はもっと以前にすでに始まっていることが明らかになった。

すなわち、過疎を必然化せざるをえない地域の経

済構造を考えると、耕地をもたない、あるいはきわめて零細規模のいわゆる貧農層は、それ自体もはや家族性を維持する条件としてはきわめて脆弱な基盤であり、その子女はそれぞれ仕事を求めて他出てきた歴史がある。その意味では今回の調査対象は、かれらの成長過程で、あるいはかれら自身の家族を形成する過程で、つねに崩壊の危機に直面し、また崩壊してしまったケースも少なくない。

結局、独居老人生活保護受給層は、過疎が進行する過程で形成されたというより、家族性の崩壊を担

った貧困層が、地域性の崩壊という危機に直面する過疎地帯に滞留している現象形態といえるのではないだろうか。それだけに、老人福祉施策の充実はもちろん急務ではあるが、基本的にはそれ以前の社会保障制度の充実が一層検討されなければならないのである。

備考：本調査は昭和52年度文部省科学研究費補助金（田端光美）により実施したものである。